

## 指定相談場所での無料法律相談

次の場所でも法律相談援助を実施しています。(指定相談場所)

- 民事法律扶助(中面参照)による法律相談ですので、収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。
- 相談回数は同一案件について3回までです。

### ●北千住法律相談センター

一般相談 ☎0570-078301 預約受付は法テラス東京でおこなっておりまます。

- 〒120-0034 足立区千住3-98 千住ミルディスII番館6F  
●一般相談、生活保護相談  
●東京メトロ千代田線・日比谷線・JR常磐線・東武伊勢崎線・つくばエクスプレス線「北千住駅」西口徒歩2分

### ●蒲田法律相談センター

☎03-5714-0081

- 〒144-0051 大田区西蒲田7-48-3 大越ビル6F  
●一般相談、労働相談、生活保護相談、外国人相談  
●JR京浜東北線「蒲田駅」西口徒歩2分

### ●新宿総合法律相談センター

☎03-6205-9531

- 〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザハイシア8F  
●外国人相談のみ  
●JR線「新宿駅」東口徒歩7分  
西武新宿線「西武新宿駅」北口徒歩2分  
東京メトロ丸ノ内線「新宿駅」B13出口徒歩7分  
都営大江戸線「新宿西口駅」D3出口徒歩5分

### ●四谷法律相談センター

☎03-5312-2818

- 〒160-0017 新宿区左門町2-6 ワコビル8F  
●東京メトロ丸ノ内線「四谷三丁目駅」3番出口徒歩1分  
JR線「四ツ谷駅」四ツ谷口徒歩15分  
東京メトロ南北線「四ツ谷駅」2番出口徒歩15分

### ●町田法律相談センター

☎042-851-8172

- 〒194-0022 町田市森野1-13-3 竹内ビル6F  
●一般相談  
●JR横浜線「町田駅」北口徒歩4分  
小田急線「町田駅」徒歩2分

### ●東京司法書士会総合相談センター(四谷)

☎03-3353-9205

- 〒160-0003 新宿区四谷本塩町4-37  
●JR中央線「四ツ谷駅」四ツ谷口徒歩4分  
東京メトロ丸ノ内線・南北線「四ツ谷駅」2番出口徒歩4分

### ●東京司法書士会三多摩総合相談センター(立川)

☎042-548-3933

- 〒190-0012 立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル202-A  
●JR中央線「立川駅」北口徒歩6分  
多摩都市モノレール「立川北駅」徒歩5分

### ●弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック

☎03-5272-8156

- 〒169-0051 新宿区西早稲田1-1-7 早稲田大学28号館4F  
●一般相談  
●都電荒川線・東京メトロ東西線「早稲田駅」徒歩10分



法テラス八王子  
☎0570-078307

〒192-0046  
八王子市明神町4-7-14  
八王子ONビル4F  
(1Fはファミリーマートです)

●JR線「八王子駅」北口徒歩5分  
京王線「京王八王子駅」徒歩1分

一般



渋谷法律相談センター  
(指定相談場所)  
☎03-5428-5649

〒150-0041  
渋谷区神南1-22-8  
渋谷東日本ビル5F

●JR線・東京メトロ半蔵門線・銀座線・副都心線・東急東横線・田園都市線・京王井の頭線「渋谷駅」ハチ公口徒歩4分

一般

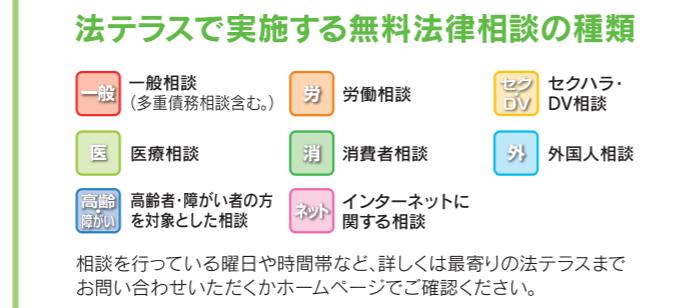


池袋法律相談センター  
(指定相談場所)  
一般相談  
☎0570-078301  
預約受付は法テラス東京でおこなっておりまます。

〒171-0014  
豊島区池袋2-40-12  
西池袋第一生命ビルディング1F

●JR線・西武池袋線・東武東上線・東京メトロ丸ノ内線・有楽町線・副都心線「池袋駅」西口徒歩5分

一般



法テラスは国が設立した公的な法人です。

## 法テラス東京のご案内

業務時間: 平日9:00~17:00

### 民事法律扶助による無料法律相談

下記の法テラスにご相談ください。

- 収入・資産が一定基準以下の方が対象となります。※中面参照
- 相談時間は30分程度です。
- 相談回数は同一案件について3回までです。 ●事前電話予約制



法テラス東京  
☎0570-078301

〒160-0023 新宿区西新宿1-24-1  
エスティック情報ビル13F

●JR線・京王線・小田急線「新宿駅」西口徒歩8分  
東京メトロ丸ノ内線「新宿駅」A12出口徒歩10分  
都営大江戸線「都庁前駅」B1出口徒歩3分

一般 労 セクハラ DV 医 消 外  
高齢障がい ネット



法テラス上野  
☎0570-078304

〒110-0015  
東京都台東区東上野4-27-3  
上野トーセイビル6階

●JR上野駅(入谷口)から徒歩5分  
JR上野駅(正面玄関口)から徒歩10分  
東京メトロ日比谷・銀座線「上野駅」1番出口から徒歩10分

一般 労 高齢障がい



法テラス多摩  
☎0570-078305

〒190-0012  
立川市曙町2-8-18  
東京建物ファーレ立川ビル5F

●JR線「立川駅」北口徒歩4分  
多摩都市モノレール「立川北駅」徒歩3分  
※駅から出たら、階段へ降り、歩行者専用デッキをお越しください。

一般 労

## 電話による情報提供

### 法テラス・サポートダイヤルのご案内

受付時間 平日9:00~21:00、土曜日9:00~17:00  
(日曜祝祭日・年末年始休業)

法制度に関する情報と相談機関・団体等に関する情報を無料で提供しています。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からぬ、どこに相談していいのか分からない、法律問題に当たるのかどうかも分からないという方に解決のための道案内をします。

CASE:1 借金も相続の対象となりますか?

CASE:2 アルバイト代を支払ってもらえません。

CASE:3 アパートの敷金が返ってきません。

CASE:4 ひったくりにあい、ケガをしました。  
奪われたお金と治療費を請求したい。

日本全国どこからでもお電話ください。

法的トラブル一般

おなやみなし

0570-078374

\*IP電話からは、03-6745-5600にお電話ください。

\*法テラス・サポートダイヤルでは、オペレーターが法的トラブルの内容に応じてご利用いただける法制度や相談窓口等をご案内しています。弁護士や司法書士による法律相談とは異なりますので、ご注意ください。

犯罪被害者支援

なくことないよ

0120-079714

\*IP電話からは、03-6745-5601にお電話ください。

\*犯罪被害者支援ダイヤルでは、二次的被害を与えないよう配慮しながら丁寧にお話を伺い、支援に関する様々な情報を提供します。また、個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介しています。

「0570」はナビダイヤルの番号です。固定電話であれば、全国どこからでも3分8.5円(税別)で通話することができます。

ホームページ <https://www.houterasu.or.jp/tokyo/>

X (旧 Twitter) @houterasu\_4\_10

## 民事法律扶助とは?

民事法律扶助とは、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談を行い、必要な場合、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行う制度です。

## 利用方法

経済的に余裕がなく、法律相談の必要のある方に無料で法律相談(法律相談援助)を行います(告訴・告発を含む刑事事件は対象になりません。)。法律相談援助は、法テラスの事務所のほか、法テラスと契約した弁護士・司法書士の事務所や指定相談場所で利用できます。立替制度をご希望の場合は、まず法テラスの法律相談援助を受けてください。詳しくは、最寄りの法テラスまでお問い合わせください。

### 援助の内容

#### 法律相談 援助

弁護士・司法書士による無料法律相談。

#### 代理 援助

裁判や調停、交渉などで弁護士・司法書士による代理が必要な場合に、その費用を立替えます。

#### 書類作成 援助

自分で裁判を起こす場合に、裁判所に提出する書類を弁護士・司法書士に作成してもらう費用を立て替えます。

### 立替額の目安【令和7年4月現在】

代理援助	500万請求の訴訟	255,000円
代理援助	金銭的請求のない離婚訴訟	266,000円
代理援助	債権者10社の自己破産申立	155,000円

※以上の費用とは別に、事件の結果に応じて報酬金が発生します。

### 援助の要件

#### 1 資力が一定額以下であること

原則として申込者と配偶者の収入・資産を合計した金額で判断します(夫婦間の紛争を除く。)。

##### 基準A 収入等が一定額以下であること

###### 法律相談援助の場合

月収(賞与を含む手取り年収の1/12)の基準は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
200,200円以下 (182,000円以下)	276,100円以下 (251,000円以下)	299,200円以下 (272,000円以下)	328,900円以下 (299,000円以下)

※( )内は、東京、大阪などの大都市以外の地域の基準です。  
※5人家族以上は、1人増につき33,000円(30,000円)が加算されます。  
※医療費、教育費などの出費があり、生計が困難であるといった事情も考慮できます。

※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその金額が加算されます。( )内は東京都特別区在住者以外の基準です。

単身者/53,000円(41,000円) 2人家族/68,000円(53,000円)  
3人家族/85,000円(66,000円) 4人家族以上/92,000円(71,000円)

##### 代理援助・書類作成援助の場合

同居している家族から金銭的な援助を受けている場合は、その金額と申込者及び配偶者の月収との合計額が、上表の基準以下であることが必要となります。

#### 2 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

#### 3 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

## 民事法律扶助の手続きの流れ

### 1 法律相談援助

- \* 法律相談援助を利用するには左記[援助の要件1~3](#)を満たす必要があります。
- \* 電話をいただき援助要件を充たすかどうか等を確認の上、相談予約をお取りします。
- \* 相談時間は1回30分程度で、同一案件につき3回までご利用いただけます。
- \* 法律相談だけで解決した方は、以下の手続には進みません。

### 2 審査

費用の立替えを利用するには、左記[援助の要件1~3](#)を満たす必要があります。援助を申請された方には、

- 1) **資力を証明する書類**  
(給与明細、生活保護受給証明書、源泉徴収票、課税又は非課税証明等)
- 2) **住民票**(世帯全員、本籍地の記載があるもの)
- 3) **関連書類**などをご提出いただきます。  
必要書類がそろった段階で審査において援助の可否を判断します。

### 3 援助開始決定

援助開始決定した場合、弁護士・司法書士の費用(着手金・実費等)を法テラスが立替え、原則として毎月5,000~10,000円ずつお支払いいただきます(無利息)。

### 4 事件終了

代理援助については、審査の上、弁護士・司法書士の報酬金及びその支払方法を決定します。事件の結果受けた経済的利益や利用された方の経済状況に応じてお支払いを猶予したり、免除したりする制度もあります。